川崎市を退職された皆様へ

「ジョブ・リターン制度採用選考」の御案内

1　ジョブ・リターン制度とは

本市を出産や育児、介護等のやむを得ない事由で退職せざるを得なかった職員や、進学や留学、転職等、キャリアアップのために退職した職員に対して、**退職前に培った知識や経験、さらには退職後に得た知識や経験等を生かして、再び正規職員として活躍していただくための制度**です。

2　職種

行政事務、社会福祉、心理、土木、電気、機械、造園、建築、化学、保健師、保育士、栄養士　　※退職時の職種・職位で採用します。

3　受験資格

（１）本市で正規職員（任期の定めのない職員）として、受験する採用職種と同一の職種で継続して満５年以上勤務（休職、停職、育児休業等の期間を除く）した者
（２）本市退職時に課長補佐・係長級以下であった者
（３）採用予定年度の４月１日時点で、定年退職となる年齢に到達していない者
（４）採用予定年度の４月１日時点で、本市を退職後５年以内である者
（５）退職の事由が以下のいずれかである者
　ア　出産、育児、介護、配偶者の転勤等やむを得ない事由
　イ　進学、留学、転職等のキャリアアップ事由

4　選考方法

面接　　※在職時の勤務成績等を参考にします。

5　採用の時期

原則として４月１日

6　初任給

給料月額は、退職時の職務の級及び号給を基本に退職後の経歴等を考慮して決定します。

詳細は川崎市ホームページを御覧ください。

【問合せ先】
〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市総務企画局人事部人事課
電話　044-200-2129（直通）　メールアドレス　17zinzi@city.kawasaki.jp